

保護者の皆様へ

神山認定こども園

令和2年度 神山認定こども園の施設型給付費について

「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育給付認定を受けたお子さんが、認定こども園を利用した場合に、その経費に対し給付費が支給されています。この給付費のことを「施設型給付費」といいます。

この「施設型給付費」は、お子さんに直接支給するものではなく、市から施設に支払う仕組み（法定代理受容といいます）となっています。

法定代理受容については、個人の給付額に関して利用者に通知する必要があることから、令和2年度の施設型給付費の実績に基づいて支給額をお知らせします。

◎このお知らせは、令和2年度における施設型給付費を報告するものです。これにより、追加の給付や保育料の支払い・還付が発生することはありません。

令和2年度における施設型給付費（子ども一人あたりの年額）

神山認定こども園に通う子ども一人にかかる年額の費用は、以下の表のとおりです。

施設型給付費は、教育・保育給付認定の区分やクラス、保育料などにより一人一人異なります。お子さんの状況に当てはめてご確認ください。

(1) 教育時間の1号認定子ども

クラス年齢	公定価格	市基準保育料	施設型給付費 (子ども一人あたりの年間給付額)
3歳児	1,587,430 円	0 円	1,587,430 円
4歳児	1,467,080 円		1,467,080 円
5歳児			

(2) 保育標準時間の2号認定子ども

クラス年齢	公定価格	市基準保育料	施設型給付費 (子ども一人あたりの年間給付額)
3歳児	539,388 円	0 円	539,388 円
4歳児	672,799 円		672,799 円
5歳児			

(3) 保育標準時間の3号認定子ども

クラス年齢	公定価格	市基準保育料	施設型給付費 (子ども一人あたりの年間給付額)
0歳児	2,224,039 円	0 ~ 540,000 円	1,684,039 ~ 2,224,039 円
1歳児	1,277,706 円		737,706 ~ 1,277,706 円
2歳児			